

市街化区域外の生活排水処理に係る整備方針

1 基本方針

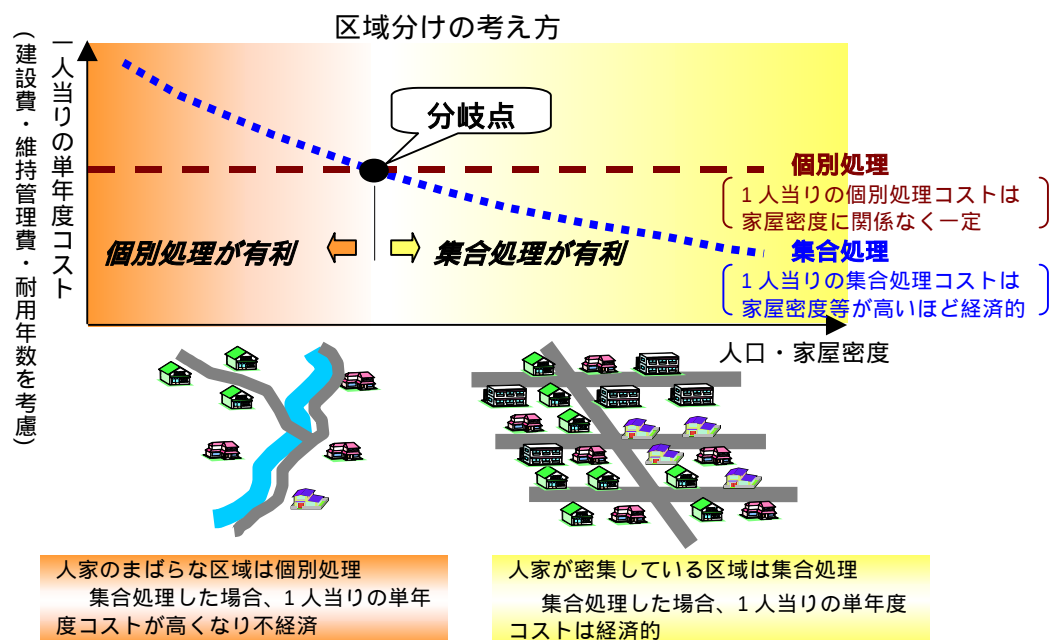
衛生的で快適な生活環境の実現と良好な水環境の保全を図るため、遅れている市街化区域外の整備を本市が計画的に推進し、生活排水処理の 100% 普及を目指す。

2 整備方法

整備を効率的、効果的に行うため、下記の方法により進める。

- (1) 地域ごとに集合処理（下水道、農業集落排水）と個別処理（浄化槽）の経費比較を行い、各地域で最もコストのかからない整備方法を選択しながら整備を進める。

地域ごとに処理施設を使い続けるために必要となる費用（建設費を耐用年数で除し、維持管理費を加えたライフサイクルコスト）が、最も安価となる方法を選択し整備を行う。

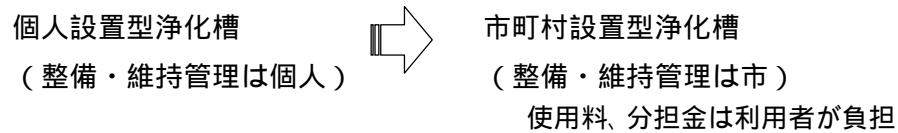


- (2) 整備方法は異なっても、市民に提供するのは同じ生活排水処理サービスであることから使用料は同程度とし、建設一時金である分担金については既に整備を行っている事業（湯来町下水道、農業集落排水）との均衡を図る。

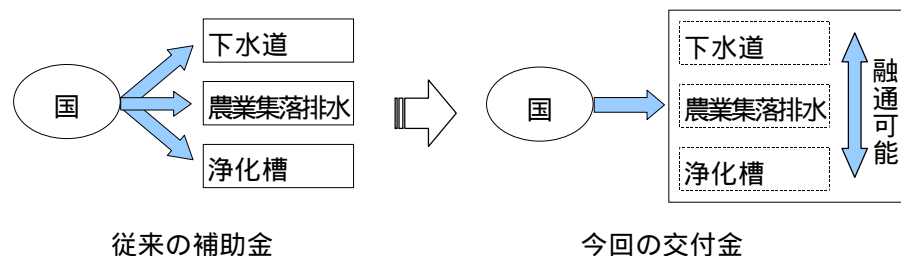
使用料は市街化区域の内外及び整備方法に関係なく同程度とする。

建設一時金である分担金については、市街化区域外でこれまで行ってきた事業との均衡を図ることとし、整備方法に関わらず同程度とする。

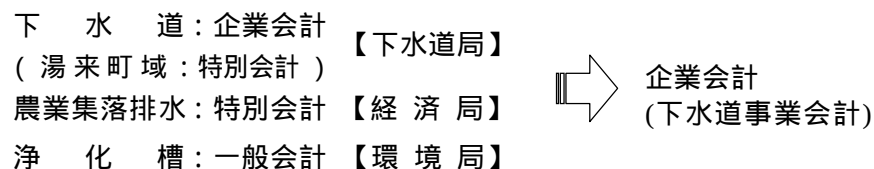
- (3) 計画的な整備と適切な維持管理を行うため、浄化槽は従来の個人設置型（個人が設置管理）から市町村設置型（市が設置管理）へと転換する。



- (4) 地域再生法に基づき、平成 17 年度（2005 年度）に創設された「污水处理施設整備交付金制度」を活用し、各整備方法（下水道、農業集落排水及び浄化槽）を連携させて効率的に整備を進める。



- (5) 効率的な事業の経営を行うため、各整備方法で異なる会計方式を企業会計に統合するとともに組織も一元化する。



3 事業実施に向けてのスケジュール

平成 20 年度（2008 年度）から本格的に整備着手することとし、来年度以降、条例・規則の制定、国の許認可取得など準備を進める。

平成 18 年度（2006 年度）	条例・規則・要綱の制定、許認可の取得、組織体制の整備等
平成 19 年度（2007 年度）	工事発注のための実施設計等
平成 20 年度（2008 年度）	本格的な整備着手